5章.実現方策

1. 重点的な取り組み

(1)最重視する取り組み

さぬき市総合計画基本計画において、都市計画に関わる取り組みとして、特に以下の取り組みを戦略的に位置づけています。

「暮らしを支える安心快適なまちづくり」に向け、「災害に強いまちをつくる - 災害に強い基盤をつくる」ために、**「市防災計画の推進と防災事業の実施」**を掲げています。

2004年(平成 16年)の甚大な台風災害を教訓に、市民の生命の安全を第一に考える防災の視点を再認識し、災害が起きた場合も被害を最小限に抑えられる強い基盤づくりを最重視するものです。本都市計画マスタープランに掲げる都市防災の基本方針に基づき、有効かつ必要性の高い防災基盤整備を計画的に実施します。

「市民生活の利便性を向上する - 市民生活に必要な基盤を充実する」ために、**「都市計画道路・土地利用計画の検討」**を掲げています。

市民が市の各種施設を利用でき、市民生活サービスを享受できるように、安全 快適な交通環境の整備と土地利用の一体的整備を最重視するものです。本都市計 画マスタープランに掲げる土地利用の基本方針、交通施設整備の基本方針に基づ き、整備優先順位の高い路線に関して、順次都市計画道路を決定し、土地利用整 備と一体となって計画的整備を実施します。

「美しいまちにする・街並み(都市環境)を整備する」ために、**「自然と調和した** 景観配慮」を掲げています。

市民がまちに愛着と誇りを持ち、ここに住み続けたい、ここに訪れたいと思えるようなまちの魅力づくり、ふるさとの魅力づくりを大切にし、街並み(都市環境)整備を最重視するものです。

本都市計画マスタープランに掲げる都市景観の基本方針に基づき、各種基盤整備において、市民の多くがふるさとのすばらしい自然と感じ、最も大切にしている海、山、田園の自然環境と調和した景観整備を実施します。

(2)都市計画への対応

以下の対応を今後の進捗状況をみながら検討していきます。

都市計画区域の見直し

現在、都市計画区域外となっている北東部地域や南部地域の一部について、 人口動向、土地利用動向、交通流動状況、生活圏としての一体的なまとまりな どを考慮しながら、都市計画区域の拡大変更を今後検討します。

用途地域の見直し

現在、北西部地域の旧志度町に指定されている用途地域に関して、土地利用動向、建築動向を考慮しながら、適切な用途地域の指定の見直し変更を検討します。

また、他の市街地についても、土地利用状況、建築状況を考慮しながら、用途地域指定について検討します。

特定用途制限地域の指定

特定用途制限地域は、用途白地地域における良好な環境形成または保全を図るために、特定の用途の建築物その他の工作物の立地を規制する地域で、平成12年の都市計画法改正によって、新たに創設された制度です。

香川県では、市街化区域、市街化調整区域の線引き廃止に伴い、従来の市街 化調整区域を中心に、幹線道路沿道とそれ以外の地域に分けて地域の実情に応 じて建築等の用途制限を行い、良好な住環境の創出を目指しています。

本市においても、今後、土地利用動向を見ながら、県全体の広域的な土地利用規制の観点から検討を実施します。

都市計画道路の都市計画決定見直し

本都市計画マスタープラン及び本市街路網策定調査結果を踏まえ、現行の旧町時に都市計画決定した都市計画道路を見直し、市域全体の都市計画道路網の 構築を目指して検討を実施します。

都市計画公園の都市計画決定見直し

本都市計画マスタープランを踏まえ、現行の旧町時に都市計画決定した都市計画公園を見直し、市域全体の都市計画公園の配置計画の検討を実施します。

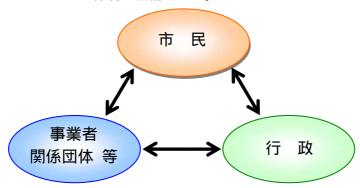
2. 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

(1)パートナーシップ体制づくり

市民が積極的にまちづくりに参加し、身近な地域において自分たちでできることは実行していくことができるような環境や行政との関係を作っていくことが重要です。

そのためには、まちづくりに関する情報や、まちづくりの方針を市民と行政が共有し、 市民も自ら考え、まちづくりに対する意見を言い、相互に信頼関係を構築していく必要 があります。

本都市計画マスタープランをもとに、今後、具体的なまちづくりをそれぞれの地域において計画し、実行していく際に、市民と行政及びその他関係団体が連携し、協働して取り組めるパートナーシップ体制を整備します。



<パートナーシップ体制のイメージ>

パートナーシップ体制については、総合計画において検討されている市民会議等とも 連携を図りながら、今後さらに具体的方向を検討します。

特に、まちづくり協議会制度等の既存制度、手法の活用や、まちづくり支援事業等の 導入について、市民に情報提供を行い、市民側からの意見を反映しながらさぬき市にふ さわしい体制づくりを検討します。

(2)市民主体のまちづくり活動支援

さぬき市では、現在、「あたらしいまちづくり支援事業補助金」が平成 15 年度より創設され、自治会等を対象に地域で主体的に取り組むまちづくり活動を支援助成しています。「地域の自立」、「地域の活性化」、「住民の交流」をテーマとした地域の自主的な活動を公募し、1件50万円程度、全体9~10件程度、1年間の活動助成です。

地域でできることは地域で自ら考え、行動するこの取り組みが、住民のまちづくりへの関心を高め、主体的に活動する人材を育成することに大きく貢献するものと思われます。

今後、この制度の充実を図り、市民が主体的に取り組むことを市が支援し、また市が 連携して取り組むことを推進していきます。

3. 今後の都市計画の進め方

(1)市民参加の道づくり

都市計画道路等の道路整備においては、今後の道路交通状況や沿道土地利用状況の推 移を見ながら整備の必要性や整備投資効果を検討していくことが重要です。

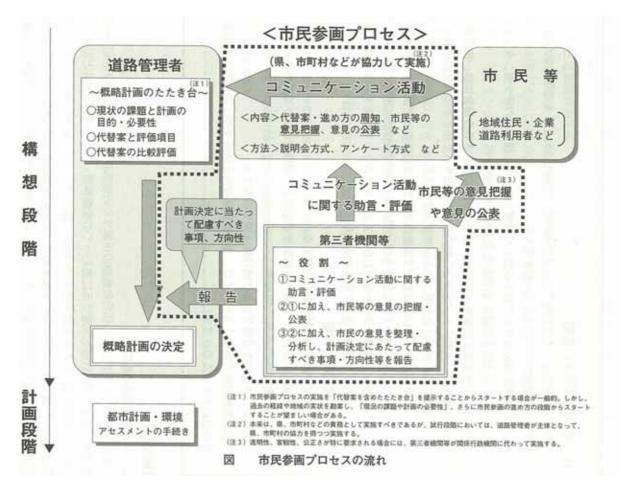
特に、社会経済状況や道路周辺環境の変化、市民の価値観の多様化により、道路整備に求められる計画内容も変化することも予想されることから、計画、事業化の熟度に応じて早い段階から市民参画の導入を図り、計画検討、計画決定プロセスの透明性、客観性、公平性を高めていくことが必要です。

このような市民参画型の道路計画の決定のプロセスについては、わが国では平成9年にパブリック・インボルブメント(PI) として提唱されてから、急速に広まり、平成13年以降制度化に向けて、ガイドラインが国交省から示され、道路行政の基本的な手続きとして適用されだしています。

本市においても、今後、市民の意見を道路計画に反映していく手法として導入を検討 していきます。

パブリック・インボルブメント (PI)

政策の立案や事業の計画・実施の過程で、市民に情報を公開した上で、広く意見を聴取して、それを計画に反映させていくこと。



(2)地区計画

住環境に対する市民意識の高まりの中で、安全で、快適でゆとりある暮らしができる 都市環境づくりに、市民の意見、市民参画を取り入れていこうとする要望は大きいです。

そのような市民参加による地域独自のまちづくりのルールを制度化していく都市計画制度として「地区計画制度」があります。昭和56年(1981年)に施行されて以来、社会経済状況や都市状況の変化から様々な特徴をもった地区計画が創設されてきていますが、地区・住民の意見を反映させて、地区の実情に応じた計画内容を定めることができるという基本的な考えは共通しています。

地区計画は、

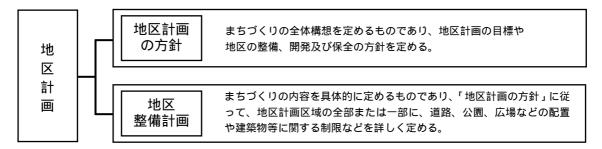
区単位でつくる計画で、地区独自のまちづくりのルールとなる。

都市計画法で定めている制度である。

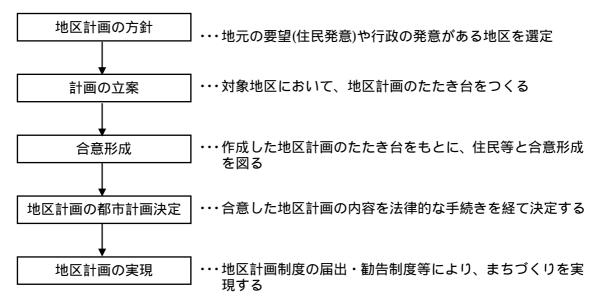
住民の意見を反映させて定める。

という特徴をもっています。

また、地区計画で定める内容は、地区をどのようなまちにしていくかの方向性を決める「地区計画の方針」と具体的な計画の内容を定める「地区整備計画」からなっています。



さらに、地区計画を定めるまでの策定の流れは以下のとおりです。



今後、さぬき市においても、このような市民主体に進めるまちづくり計画が重要となってくると考えます。

街区内の居住者などが利用する施設に関すること

身近な道路、公園、広場などを「地区施設」として定めることができる。

建築物やその敷地などの制限に関すること

ア. 建築物等の用途の制限

建物の使い方を制限し、用途の混在を防ぐ。

イ、容積率の最高限度又は最低限度

容積率を制限し、周囲に調和した土地の有効利用を進める。

ウ. 建ぺい率の最高限度

庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのある街並みをつくる。

工、建築物の敷地面積の最低限度

狭小な敷地による居住環境の悪化を防止する。

オ. 建築面積の最低限度

ベンシルビルを防止し、共同化等による土地の高度利用を促進する。

カ. 壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好 な外部空間をつくる。

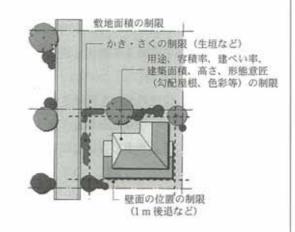
キ. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 街並みの揃った景観の形成や土地の高度 利用を促進する。

ク. 建築物等の形態又は意匠の制限

色や仕上げ、建物のかたち・デザインを 統一し、まとまりのある街並みをつくる。

ケ. かき又はさくの構造の制限

垣や柵の材料や形を決める。生垣にして 緑の多い街並みをつくる。





その他土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができる。

地区整備計画で定める内容